

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第三部 労働政策

## 第一編 連合国の対日労働政策

## 第一章 労働政策又は労働組合に関するGHQ関係官の意見

## 第五節 労働委員会に関する意見

(一)一九四九年二月二三日第三回全国労働委員会連絡会議におけるヘプラー労働課長のあいさつ  
要旨

率直にいうと労働委員会に少なからぬ不満を持っているが、これは現行法の理解不足または現行法そのものの不備等が多く、種々好ましくない結果を招いているのではないか。労働法の目的は労働者を守るにあるという考え方はある程度正しいが、同時に労働法は労資の立場の均等を図ることを目的としており労働者の利益を守るために他の方面の利益や経営者の立場を不当に圧迫してよいとは考えられない。経営能力のない労働者が経営に参加して経営者の力を弱めているため労資関係は混乱している。これについて労働委員会の調整は不適切な点がみられた。労働委員会は元来調停、あっせんとな司法的な両面の機能を持つものであるが現在までの労働委員会は法律的能力に欠けている点がみられる。三者構成の労働委員会では扱いきれない事件が最近多く出てきている。例えばプレス・コード違反問題は当然労委で措置をとるべきだがその措置はまだハッキリしていない。最後に労働委員会に警告するが、民主的に組織された国の機関が妥当な活動ができない場合、大衆が必ずもっと役立つ機関を希望するだろうし改革することができるだろう。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)